

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年3月29日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程（昭和39年6月30日組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「施行令第23条の3の3」を「施行令第23条の3の2」に改める。

附 則

この変更は、平成31年4月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

（行財政局人事部厚生課）